

答弁書第一四号

内閣参質第一四号

昭和三十一年五月十九日

内閣総理大臣 岸 信 介

参議院議長 松野 鶴 平 殿

参議院議員森元治郎君提出茨城県下の軍事基地に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員森元治郎君提出茨城県下の軍事基地に関する質問に対する答弁書

一、百里基地予定地について

1 百里基地予定地については、既に直接関係者大多数の賛成を得て、大部分の土地買収を終了しており、又町議会においても設置につき了承しているので、飛行場建設の方針については、変更はなし。

2 農地法第七十三条による農林大臣の許可の日は、昭和三十二年四月三十日であり、本許可については条件はつけられていない。

3 農地法第七十三条の許可以前に物件等の補償料の一部の支払を行つたが、この行為は農地法の違反とはならない。

4 飛行場は農地法第七十三条の許可のあつた地域に設置する。しかしながら、それは自衛隊及び残存未承諾者双方にとつて、使用上の不便をまぬがれないので、早期に残存者の所有地の買収について協議を進めたい。

二、神ノ池基地予定地について

神ノ池については、いまだ全面的賛成を得るに至つていないが、該地取得については、今後なお地元と円満な交渉を継続したい考えである。

三、友部基地予定地について

友部町の旧海軍航空隊跡は、国有財産審議会への諮問その他所要の調整を行つたうえで利用計画を確定する考である。